

第18号議案

尾張旭市職員の給与に関する条例等の一部改正について

尾張旭市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和7年2月27日提出

尾張旭市長 柴 田 浩

提案理由

この案を提出するのは、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当並びに諸手当の額の改定等を行うため必要があるからである。

尾張旭市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(尾張旭市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 尾張旭市職員の給与に関する条例(昭和36年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(初任給、昇給、昇格等の基準)	(初任給、昇給、昇格等の基準)
第6条 (略)	第6条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前項の規定により職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給)とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員(次項各号に掲げる____職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給____ ____とすることを標準として市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。
5 55歳(市長が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で市長が規則で定めるもの)を超える職員の第3項の規定による昇給は、____	5 次の各号に掲げる____ ____職員の第3項の規定による昇給は、当該各号に掲げる職員の区分

____同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 (略)

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下_____「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの（以下「9級職員」という。）に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

に応じ同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市長が規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で、その職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

6～8 (略)

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号まで_____のいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる_____父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの_____に対しては、支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等

_____について
は1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となつた者に扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、9級職員から9級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの_____にあつては、3,500円）_____とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び9級職員に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。

）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においては、その者が職員となつた日、9級職員から9級職員以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合において、その職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が9級職員以外の職員となつた日、職員に扶養親族（9級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合において、その職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けて

いる職員が離職し、又は死亡した場合において
はそれぞれその者が離職し、又は死亡
した日、9級職員以外の職員から9級職員
となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母
等で同項の規定による届出に係るものがある
場合においてその職員に扶養親族たる子
で同項の規定による届出に係るものがない
ときはその職員が9級職員となつた日、扶
養手当を受けている職員の扶養親族（9級
職員にあつては、扶養親族たる子に限る。
）で同項の規定による届出に係るものの全
てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合
においてはその事実が生じた日の属する月
（これらの日が月の初日であるときは、そ
の日の属する月の前月）をもつて終わる。
ただし、扶養手当の支給の開始について
は、同項の規定による届出がこれに係る事
実の生じた日から15日を経過した後にさ
れたときは、その届出を受理した日の属す
る月の翌月（その日が月の初日であるとき
は、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げ
る事実が生じた場合においては、その事実
が生じた日の属する月の翌月（その日が月
の初日であるときは、その日の属する月）
からその支給額を改定する。前項ただし書
の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実
が生じた場合における扶養手当の支給額の
改定について準用する。

- （1） 扶養手当を受けている職員に更に第
1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- （2） 扶養手当を受けている職員の扶養親

<u>族（９級職員にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合</u> <u>（３） 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るものがある９級職員が９級職員以外の職員となつた場合</u> <u>（４） 扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある８級職員が８級職員及び９級職員以外の職員となつた場合</u> <u>（５） 扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で９級職員以外のものが９級職員となつた場合</u> <u>（６） 扶養親族たる配偶者、父母等で第１項の規定による届出に係るものがある職員で８級職員及び９級職員以外のものが８級職員となつた場合</u> <u>（７） 職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合</u>	
（地域手当）	（地域手当）
<u>第１３条の２</u> （略）	<u>第１３条</u> （略）
２ 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>１００分の６</u>を乗じて得た額とする。	２ 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>１００分の８</u>を乗じて得た額とする。
（住居手当）	（住居手当）
第１４条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。	第１４条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) (略) (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者_____ _____が居住するための住宅（市長が規則で定めるこれに準ずる住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第15条 (略) 2 前項の通勤手当の額は、1か月当たり<u>5,000円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める。 3 (略) (単身赴任手当) 第15条の2 (略) 2 (略) 3 <u>職員以外の地方公務員、国家公務員その他市長が規則で定める者であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活するこ</u>	(1) (略) (2) 第15条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅（市長が規則で定めるこれに準ずる住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるもの 2・3 (略) (通勤手当) 第15条 (略) 2 前項の通勤手当の額は、1か月当たり<u>150,000円</u>を超えない範囲内で市長が規則で定める。 3 (略) (単身赴任手当) 第15条の2 (略) 2 (略) 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと</u> _____に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活するこ
---	---

1 回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) (略) 4 (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超	1 回につき、12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額 (2) (略) 4 (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125 を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第21条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超
--	---

えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～6 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第24条の2 第6条、第11条から第13条まで及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u> _____を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u> _____を乗じて得た額の総額 3～6 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第24条の2 第6条、第11条及び第12条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
---	---

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位 円)

職員 の区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級

	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		

32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600		
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000		
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300		
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600		
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900		
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700			
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000			
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300			
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500			
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800			
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100			
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400			
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600			
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900			
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200			
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500			
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700			
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000			
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300			
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500			
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700			
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000			
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300			
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500			

65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700			
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000			
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300			
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500			
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700			
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000			
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300			
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500			
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700			
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500				
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800				
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000				
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200				
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500				
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800				
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000				
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200				
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500				
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800				
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000				
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200				
86	256, 000	297, 100	346, 000						
87	256, 300	297, 400	346, 400						
88	256, 600	297, 700	346, 800						
89	256, 900	298, 000	347, 000						
90	257, 200	298, 300	347, 400						
91	257, 500	298, 600	347, 800						
92	257, 800	299, 000	348, 200						
93	258, 100	299, 200	348, 400						
94		299, 400	348, 800						
95		299, 700	349, 200						
96		300, 100	349, 500						
97		300, 300	349, 800						

	98		300, 600	350, 200						
	99		301, 000	350, 600						
	100		301, 400	351, 000						
	101		301, 600	351, 500						
	102		301, 900	351, 900						
	103		302, 200	352, 300						
	104		302, 500	352, 700						
	105		302, 700	353, 200						
	106		303, 000	353, 600						
	107		303, 300	353, 900						
	108		303, 600	354, 200						
	109		303, 800	354, 700						
	110		304, 200							
	111		304, 600							
	112		304, 900							
	113		305, 100							
	114		305, 300							
	115		305, 600							
	116		306, 000							
	117		306, 200							
	118		306, 400							
	119		306, 700							
	120		307, 000							
	121		307, 400							
	122		307, 600							
	123		307, 900							
	124		308, 200							
	125		308, 500							
定年 前再 任用 短時 間勤		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200	448, 000

務職 員									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第２５条に規定する職員を除く。

(尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第２条 尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(給与条例の適用除外等) 第１０条 給与条例第４条から第６条まで、第８条、第１０条から第１３条まで、第１４条、第１６条、第１８条、<u>第１９条及び第２１条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 ２ 特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項<u>及び第２０条第２項</u>_____の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２９号）第３条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理監督職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理監督職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「<u>１００分の１２２．５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７０</u>」と、「<u>１００分の１２７．５</u>」とあるのは「<u>１００分の１７５</u>」_____とする。 ３・４ (略)	(給与条例の適用除外等) 第１０条 給与条例第４条から第６条まで、第８条、第１０条から第１２条まで、第１４条、第１６条、第１８条<u>及び第１９条</u>_____の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 ２ 特定任期付職員に対する給与条例第１９条の２第１項、<u>第２０条第２項及び第２１条第２項第１号</u>の規定の適用については、給与条例第１９条の２第１項中「第１０条第１項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「尾張旭市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２８年条例第２９号）第３条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、「管理監督職員」とあるのは「任期付職員」と、同条第２項中「管理監督職員」とあるのは「任期付職員」と、給与条例第２０条第２項中「<u>１００分の１２５</u>」とあるのは「<u>１００分の９５</u>」と、給与条例第２１条第２項第１号中「<u>１００分の１０５</u>」とあるのは「<u>１００分の８７．５</u>」とする。 ３・４ (略)

(尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
(扶養手当) 第6条 (略) 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u> <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) (管理職員特別勤務手当) 第16条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>_____に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (適用除外) 第21条 第5条、<u>第6条及び第8条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しな	(扶養手当) 第6条 (略) 2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) (管理職員特別勤務手当) 第16条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 (適用除外) 第21条 第5条<u>及び第6条</u>_____の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には適用しな

い。	い。
2 (略)	2 (略)

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 （尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第4条 尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、<u>第6条及び第8条</u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。	附 則 （尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 第4条 尾張旭市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条<u>及び第6条</u><u> </u>の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第23号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
（地域手当に係る報酬） 第6条（略） 2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の6</u>を乗じて得た額とする。 別表第1（第3条関係） 行政職報酬表 (単位 円)			（地域手当に係る報酬） 第6条（略） 2 地域手当相当額は、基準額に<u>100分の8</u>を乗じて得た額とする。 別表第1（第3条関係） 行政職報酬表 (単位 円)		
職務の級	1級	2級	職務の級	1級	2級
号給	基準額	基準額	号給	基準額	基準額
1	(略)	<u>261,300</u>	1	(略)	<u>265,300</u>
2		<u>262,300</u>	2		<u>266,300</u>

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

<u>263, 300</u>
<u>264, 300</u>
<u>265, 300</u>
<u>266, 300</u>
<u>267, 300</u>
<u>268, 300</u>
<u>269, 300</u>
<u>270, 300</u>
<u>271, 300</u>
<u>272, 300</u>
<u>273, 300</u>
<u>274, 300</u>
<u>275, 300</u>
<u>276, 400</u>
<u>277, 400</u>
<u>278, 700</u>
<u>280, 000</u>
<u>281, 200</u>
<u>282, 500</u>
<u>283, 800</u>
<u>285, 000</u>
<u>286, 200</u>
<u>287, 300</u>
<u>288, 500</u>
<u>289, 800</u>
<u>291, 100</u>
<u>292, 400</u>
<u>293, 400</u>
<u>294, 400</u>
<u>295, 500</u>
<u>296, 600</u>
<u>297, 800</u>
<u>298, 900</u>

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

<u>267, 300</u>
<u>268, 300</u>
<u>269, 300</u>
<u>270, 300</u>
<u>271, 300</u>
<u>272, 300</u>
<u>273, 300</u>
<u>274, 300</u>
<u>275, 300</u>
<u>276, 400</u>
<u>277, 400</u>
<u>278, 700</u>
<u>280, 000</u>
<u>281, 200</u>
<u>282, 500</u>
<u>283, 800</u>
<u>285, 000</u>
<u>286, 200</u>
<u>287, 300</u>
<u>288, 500</u>
<u>289, 800</u>
<u>291, 100</u>
<u>292, 400</u>
<u>293, 400</u>
<u>294, 400</u>
<u>295, 500</u>
<u>296, 600</u>
<u>297, 800</u>
<u>298, 900</u>
<u>300, 100</u>
<u>301, 300</u>
<u>302, 600</u>
<u>303, 900</u>

36		<u>300, 100</u>	36	<u>305, 200</u>
37		<u>301, 300</u>	37	<u>306, 500</u>
38		<u>302, 600</u>	38	<u>307, 800</u>
39		<u>303, 900</u>	39	<u>309, 100</u>
40		<u>305, 200</u>	40	<u>310, 400</u>
41		<u>306, 500</u>	41	<u>311, 700</u>
42		<u>307, 800</u>	42	<u>313, 000</u>
43		<u>309, 100</u>	43	<u>314, 300</u>
44		<u>310, 400</u>	44	<u>315, 400</u>
45		<u>311, 700</u>	45	<u>316, 300</u>
46		<u>313, 000</u>	46	<u>317, 600</u>
47		<u>314, 300</u>	47	<u>318, 900</u>
48		<u>315, 400</u>	48	<u>320, 200</u>
49		<u>316, 300</u>	49	<u>321, 400</u>
50		<u>317, 600</u>	50	<u>322, 700</u>
51		<u>318, 900</u>	51	<u>323, 900</u>
52		<u>320, 200</u>	52	<u>325, 100</u>
53		<u>321, 400</u>	53	<u>326, 400</u>
54		<u>322, 700</u>	54	<u>327, 500</u>
55		<u>323, 900</u>	55	<u>328, 600</u>
56		<u>325, 100</u>	56	<u>329, 700</u>
57		<u>326, 400</u>	57	<u>330, 400</u>
58	247, 600	327, 500		
59	247, 900	328, 600		
60	248, 200	329, 700		
61	248, 500	330, 400		
62	248, 800	331, 300		
63	249, 100	332, 000		
64	249, 400	332, 800		
65	249, 700	333, 600		

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において尾張旭市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であつて、同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神の障害により終身労務に服することができない程度の者」とあるのは

「(5) 身体又は精神の障害により終身労務に服することができない程度の者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 身体又は精神の障害により終身労務に服することができない程度の者」とあるのは

「(5) 身体又は精神の障害により終身労務に服することができない程度の者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後給与条例第13条の規定の適

用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の7」とする。

(令和8年3月31日までの間における地域手当に係る報酬に関する経過措置)

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の尾張旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは、「100分の7」とする。

(その他の経過措置の規則への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(尾張旭市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 尾張旭市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
(短時間勤務職員についての給与条例の特例)			(短時間勤務職員についての給与条例の特例)		
第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第18条 短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第24条の2	第11条から第13条まで及び第14条	第11条から第13条まで、第14条及び第15条の2	第24条の2	第11条、 第12条 及び第14条	第11条、 第12条、 第14条及び第15条の2
	(略)	(略)		(略)	(略)

附則別表 号給の切替表（附則第2条関係）

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級

1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5

34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			

67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						

100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						